

令和3年度 マレーシアにおける 兵庫県産農林水産物等プロモーション事業のご案内 【参加応募要領】

ひょうごの^{うま}美味し^{FOOD}風土拡大協議会

東南アジア市場でも富裕層が多く日本食への関心の高いマレーシアにおいて、兵庫県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、マレーシアへの販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はマレーシア現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施し、各事業の実施で得たマレーシアにおける参加商品の評価を各事業者様にフィードバックすることで、今後の継続取引の実現を目指すものです。

1 事業概要 ※現地状況により、事業を変更・中止する場合があります。

事業概要及び作業スケジュール（予定）

太字：事業者様 要対応

5月19日（水） 「事前セミナー」（オンライン）

5月26日（水） 現地プロモーション参加申込締切

※提出書類「参加申込書」（様式1）、「商品情報シート」（様式2）

5月下旬 参加商品書類選考結果通知

6月下旬～ 個別面談（事務局・運営委託事業者との3者で商品情報ヒアリング等）

7月上旬 参加商品結果通知（最終）

7月第2週 商品発送に向けたラベル貼付、梱包、書類作成等

7月第4週 「パンフレット用情報（写真データ、商品情報詳細等）」提出

7月第4週 国内集荷施設に参加商品到着

8月第3週 参加商品のマレーシア到着

【現地プロモーション】※開始時期が変更になる可能性有。

- ・ 8月下旬 小売店でのテスト販売（日系高級スーパー、ローカル日本食材店）
～（1ヶ月） ※一定期間の試食販売を予定
- ・ 9月中旬 レストランフェア（ローカル日本食レストランまたは日系フードコー
～（2週間） ト）
- ・ 9月下旬 シェフ・バイヤーへの営業代行
～（1ヶ月） ※営業先からの見積もり・サンプル依頼等は随時事業者様にご連絡
（令和3年12月末までフォローアップを実施）
※希望者は渡航し、実際の営業に同行も可能

令和4年2月

実施結果等レポート通知（参加事業者様へのフィードバック）

【Ⅰ 国内における事業】

(1) 事前セミナー

マレーシアでの PR や商流構築が効果的に進められるよう、現地食品業界に精通した講師によるマレーシア市場での販路開拓のポイント等に関する「事前セミナー」を実施する。また、質疑応答時に、各事業者様の商品のブラッシュアップや具体的な提案方法、輸出規制等について、講師に直接相談する時間を設ける。

日 時：令和3年5月19日（水）13時30分～16時30分（終了予定）

場 所：オンライン

講 演：「(仮) マレーシア市場とコロナ禍における輸出ビジネスのポイント」

講 師：五木田 貴浩 氏（ふあん・じやぱん株式会社 代表取締役）

(2) 運営委託事業者・事務局による個別面談（商品情報ヒアリング）

プロモーションを効果的に行うため、運営委託事業者及び事務局による参加商品の個性や特長等のヒアリング、輸出手続き等に関する打ち合わせを行う。

日 時：令和3年6月下旬～7月上旬 各事業者様1時間程度

場 所：オンライン

【Ⅱ マレーシアにおけるプロモーション】

8～10月にかけて、以下(1)～(3)の兵庫県産農林水産物等プロモーションをマレーシアにて実施する。参加希望の事業者様は、P. 3からの「2 参加条件」や、「3 参加事業者の費用負担」など、本要領を熟読の上、別添の参加申込書(様式1)と商品情報シート(様式2)を記入し、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県消費流通課)までお申し込み下さい。

※なお、(1)～(3)は現地の運営委託事業者を通じて実施。参加事業者様及び県担当者の渡航は状況に合わせて判断する。

(1) 一般消費者等を対象とした小売店でのテスト販売

マレーシアクアラルumpurにある高級スーパー及びペナンにあるローカル日本食材店において、兵庫県産品販売コーナー(店舗の販売棚を県産品のテスト販売用に一部借上げ)を設置して、一般消費者へのテスト販売を実施し、現地の消費者の反応等を参加事業者様へフィードバックすることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげる。

ア 期 間：令和3年8月下旬～1ヶ月

イ 実施予定場所：

a)クアラルumpur(マレーシア首都)：日系高級スーパー

クアラルumpurにある日系百貨店内にあり、日本食材の品ぞろえもよく、中華系富裕層のマレーシア人が利用。

b)ペナン(マレーシア第二の都市)：ローカル日本食材店

ペナンにある現地法人による日本食材店。青果や鮮魚の品揃えが豊富。

※期間中、現地スタッフによる試食販売等を実施予定。

(状況により変更する場合あり。)



マレーシア伊勢丹 KLCC 店(R2 実施)

ウ 対象事業者/品目数：10 事業者/20 品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

(2) 一般消費者等を対象としたレストランフェア

マレーシアにある日本食レストランで、兵庫県産食材を使ったメニューを開発し、現地で販売する適正な価格を設定し、一般消費者へ提供する。また、同レストランのシェフへのヒアリング及び一般消費者へのアンケートを実施することで得た購入動向等の情報を、参加事業者様へフィードバックし、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげる。

ア 期間：令和3年9月中旬から2週間程度

イ 実施予定場所：ローカル日本食レストランまたは日系フードコート

ウ 対象事業者/品目数：10 事業者/10 品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕



レストランメニュー(R2 実施)

(3) 現地シェフやバイヤー等を対象とした営業代行

マレーシアにおいて販路開拓を目指す事業者様の商品について、シェフやバイヤー等へ営業代行を行い、マレーシアでの販路開拓につなげる。

ア 期間：令和3年9月下旬～1ヶ月（商品ごとに1ヶ月程度）

イ 営業先：1品目あたり20～30件程度（飲食店、小売店、スーパーマーケット、食品卸等）

ウ 対象事業者/品目数：10 事業者/20 品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

※事業者様が渡航される場合、ご希望の訪問先と調整し同行可能。（訪問先の都合等により、ご希望に沿えない場合あり。）

※営業先からの見積り・サンプル依頼等は随時参加事業者様に連絡し、商品の印象等の聞き取り内容は後日フィードバック。

2 参加条件

(1) 営業代行・テスト販売・レストランフェアに供する商品が無償でご提供いただくこと。

商品の内容や量によって数量が異なる。数量は、商品選定後に運営委託事業者と調整のうえ連絡する。

【無償提供商品数量の目安】

品目（例）	数量（単位）			
	営業代行	テスト販売	レストランフェア	合計
米 (2kg/袋)	15	20	10	45 袋
麺類 (300g/袋)	15	20	10	45 袋
味噌 (400g/個)	15	20	10	45 個
調味料 (300ml/本)	15	20	10	45 本
黒大豆加工品 (200g/個)	15	20	10	45 個
海苔 (50g/袋)	15	20	10	45 袋
茶 (50g/袋)	15	20	10	45 袋
日本酒 (720ml/本)	15	20	10	45 本

※ 上記は目安です。(上記以外の品目は別途調整)。

※ 少量サンプルをお持ちの場合は、営業代行用に少量サイズをご提供ください(別途調整)。

(2) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

ウ 製造日から賞味期限までが原則として180日以上であり、8～10月のプロモーション以降も十分な残余期間を有していること

エ マレーシアの規制等をクリアしているもの(残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等)

オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと

カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの

※ 「7 輸入制度について」も合わせて確認。

(3) 参加事業者は以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること(事業参加申込と同時登録で可)。

ウ 商品の輸出に意欲的であること。

エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成(画像や文字情報の提供)に遅滞なくご協力いただけること。

オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等に対応すること。

3 参加事業者の費用負担

参加商品数	1商品	2商品以上
費用負担	2万円	4万円

※ 2商品以上で申込の場合の参加可能商品数については、応募総数に応じて別途決定。

※ 自らの流通ルートを利用し、必要な商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できるものは参加料無料。

(1) 参加料に含まれるもの

ア 日本国内指定倉庫からマレーシアへの参加商品の輸送に係る経費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)

イ プロモーション料

(営業代行料、テスト販売展示スペース借上費、店舗使用料、アンケート作成・実施、参加事業者様向けフィードバック資料作成など)

(2) 参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

- ア 営業代行・テスト販売・レストランフェアの商品（現物）
- イ 日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費
- ウ 輸出にかかる各種証明書の取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）
- エ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用
（運営委託事業者が作成し送付するラベル用データの印刷及び参加商品への貼付）
- オ 同行営業に係る渡航費（希望者のみ）
- カ その他、上記以外の経費

※輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まるため、各事業者様で「[7 輸入制度について](#)」に記載するリンク先にて最新の情報をご確認ください。なおさらに不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加商品選定方法

- ・参加申込多数の場合、品目数を調整することや、参加のご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・商品選定は、運営委託事業者が事務局と協議のうえ行います。上記の参加条件を満たしており、販売可能性が高いものを順にまず書類にて選考し、その後の個別面談にて最終的に輸出商品を決めます。選考結果については、当協議会から参加申込者へ連絡します。

5 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

- ・事業実施後、営業先やテスト販売店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施。なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度連絡する予定。
- ・当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施。〔上記[2 参加条件](#)の（3）のオ参照〕

6 参加申込書提出期限

令和3年5月26日（水）16：00 必着

提出書類：参加申込書（様式1）、「商品情報シート」（様式2）

申込書提出先：E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 中島、山鼻
（兵庫県農政環境部消費流通課内）

※なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

※恐れ入りますが、メール送付後、事務局から3日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。

7 輸入制度について

現地における輸入規制がありますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願いします。

内容	URL
マレーシア情報全般	https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/
日本からの輸出に関する制度（マレーシア）各品目ごと	https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/foods/exportguide/
マレーシア食品のマーケティング基礎情報	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2020/marketing_basicinfo_Malaysia_2006.pdf

※上記リンク先は JETRO の HP となります。

■その他参考■

JETRO による調査レポート

マレーシアにおける各分野の調査レポートが発表されています。マレーシアの市場やトレンドを把握するのに参照ください。<https://www.jetro.go.jp/reportstop/asia/my/reports/>。

8 免責事項

- (1) 本事業は参加事業者様に商品が無償提供いただき、マレーシアにおいてシェフや、バイヤー等への営業活動、一般消費者へのテスト販売、レストランでのメニュー提供を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品は営業用サンプル、テスト販売時試食及びレストランメニュー用として使用します。テスト販売にて発生した売上金については、日本での卸価格分をお返しします。また、本事業終了後の参加商品の返品はいたしません。なお、現地に参加商品が届いた時点で商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合があります。
- (3) 本事業にて、万が一参加事業者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、参加事業者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、参加事業者

様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。

(7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

9 問い合わせ先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：中島、山鼻

T E L 078-362-3442

F A X 078-362-4276

E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp